



熊本県公報

第12693号

平成30年2月2日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退…………… (高齢者支援課) 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の辞退…………… (障がい者支援課) 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (高齢者支援課) 2

公 告

- 熊本都市計画道路の変更(縦覧)…………… (都市計画課) 2
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 3
- 平成29年度行政書士試験合格者…………… (市町村課) 3
- 換地処分…………… (農地整備課) 3
- 肥料登録…………… (農業技術課) 3
- 熊本都市計画区域の区域区分の変更に係る公聴会の開催…………… (都市計画課) 3

登 載 依 頼

- 熊本県監査委員が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改
正する規程…………… (監査委員事務局) 6
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表…………… (選挙管理委員会) 6
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表…………… () 7
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表…………… () 9
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表…………… () 11
- 平成29年度有明地域保健医療推進協議会(第2回)の開催
…………… (有明地域保健医療推進協議会) 11
- 熊本県公安委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を
改正する規則…………… (公安委員会) 11
- 熊本県警察本部長が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を
改正する規程…………… (警察本部広報県民課) 12
- 個人情報の保護に努めるべき出資法人等の廃止…………… (公安委員会) 12
- 熊本県国土利用計画審議会の開催…………… (地域振興課) 13

告 示

熊本県告示第80号

次のとおり健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。

平成30年2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在地	開設者の名称	辞退年月日	サービスの種類
国民健康保険和水町立病院 玉名郡和水町江田4040番地	和水町	平成30年1月31日	介護療養型医療施設

熊本県告示第81号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年2月2日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	日田鹿本線	山鹿市菊鹿町矢谷字上威 1156番1地先から 山鹿市菊鹿町矢谷字下威 1126番3地先まで	177.5	単道改

2 供用を開始する期日 平成30年2月2日

熊本県告示第82号

次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成30年2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	辞退年月日
山鹿市民医療センター 山鹿市山鹿511番地	平成29年10月31日
ひご薬局西間店 人吉市西間上町2582番地	平成29年11月30日

熊本県告示第83号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録略痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成30年2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
有限会社九州松栄産業 熊本市南区田迎1丁目7番14号	黒髪しょうぶ苑小規模多機能ホーム 熊本市中央区黒髪5丁目4-30	431100334	平成30年1月23日	小規模多機能型居宅介護

公 告

熊本県公告第75号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、益城町の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成30年2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 都市計画の種類
熊本都市計画道路
- 都市計画の変更に係る土地の区域
益城町大字惣領、大字馬水、大字安永、大字宮園、大字木山及び大字寺迫の各一部
- 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県県央広域本部土木部復興まちづくり課及び益城町復興整備課
- 縦覧期間
平成30年2月2日から平成30年2月16日まで（行政機関の休日を除く。）

熊本県公告第76号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成30年2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 八代市千丁町新牟田74番地1
- 2 築造者の氏名 有限会社メテック
- 3 道路の位置 宇城市小川町北新田字松ノ本694番11
- 4 道路の幅員 6.05メートル
- 5 道路の延長 52.61メートル
- 6 指定年月日 平成30年1月18日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第164号

熊本県公告第77号

平成29年11月12日に実施した平成29年度行政書士試験の合格者を次のとおり決定した。

平成30年2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
8510019	8510118	8510182	8510399
8510034	8510129	8510192	8510427
8510045	8510130	8510194	8510428
8510046	8510138	8510209	8510459
8510053	8510146	8510241	8510480
8510061	8510148	8510243	8510522
8510066	8510160	8510264	8510533
8510071	8510163	8510269	8510544
8510074	8510171	8510357	
8510085	8510181	8510394	

熊本県公告第78号

県営天草中央北地区（荒河内換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成30年2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第79号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成30年2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥第1482号	混合有機質肥料	混合有機NA	窒素全量： 2.1 りん酸全量： 3.1 加里全量： 1.1	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	株式会社生科研 熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子312番地4	平成30年1月22日

熊本県公告第80号

都市計画の案を作成するので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び熊本県都市計画公聴会規則（昭和45年熊本県規則第47号）第2条の規定により公聴会を次のとおり開催する。

平成30年2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 日時
平成30年2月18日（日）午前10時から
ただし、公述の申出がない場合は開催しない。
- 2 場所
合志市御代志1661-1
合志市役所西合志庁舎3階大会議室
- 3 意見を求める都市計画の素案（素案の添付は省略し、平成30年2月2日（金）から平成30年2月13日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）4の閲覧場所において閲覧に供する。）
熊本都市計画区域の区域区分の変更（素案）
- 4 閲覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県県央広域本部土木部技術管理課（熊本土木事務所）、熊本県県北広域本部土木部技術管理課（菊池地域振興局）、熊本市都市建設局都市政策課、合志市事業部都市計画課（西合志庁舎）、菊陽町土木部都市計画課、嘉島町建設課及び益城町都市建設課
- 5 公述の申出について
熊本都市計画区域内に住所を有し、公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式）に記入の上、次に定めるところにより持参、郵送又は電子メールにより提出すること。
(1) 持参により提出する場合
来る2月13日（火）午後5時15分までに熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県県央広域本部土木部技術管理課（熊本土木事務所）、熊本県県北広域本部土木部技術管理課（菊池地域振興局）、熊本市都市建設局都市政策課、合志市事業部都市計画課（西合志庁舎）、菊陽町土木部都市計画課、嘉島町建設課又は益城町都市建設課に提出すること。
(2) 郵送又は電子メールにより提出する場合
来る2月13日（火）まで「必着」で、熊本県土木部道路都市局都市計画課に提出すること。
〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
e-mail: toshikeikaku@pref.kumamoto.lg.jp
- 6 公述人の選定について
公述申出書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、同種の趣旨の意見を有する者が多数あるときは、公述人の数又は時間を制限することがある。また、意見の内容が今回の案件に関係がない場合は、公述できない。どちらの場合もその旨を本人に通知する。
なお、公述人が陳述する際は、公述申出書の内容に準じて意見を述べるものとし、当該範囲を超えてはならない。
- 7 傍聴について
公聴会は、原則として自由に傍聴できる。ただし、希望者が多数の場合は、入場を制限することがある。
- 8 公聴会に関する問合せ先
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県県央広域本部土木部技術管理課（熊本土木事務所）、熊本県県北広域本部土木部技術管理課（菊池地域振興局）及び合志市事業部都市計画課（西合志庁舎）

(別記様式)

平成 年 月 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

公述申出人

住所

氏名

年齢

職業

電話番号

公 述 申 出 書

私は、来る2月18日に開催される熊本都市計画区域の区域区分の変更に関する公聴会で、下記のとおり意見を公述したいので申し出ます。

記

意見の要旨及び理由（別紙可）

※ 公述申出書は、A4判とし、意見の要旨及び理由は、400字以内で簡潔に記載すること。

登載依頼

熊本県監査委員告示第1号

熊本県監査委員が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年2月2日

熊本県監査委員 豊田 祐一
同 竹中 潮
同 城下 広作
同 池田 和貴

熊本県監査委員が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程（平成13年熊本県監査委員告示第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。
（条例第2条第4号の実施機関が定める記述等）

第1条の2 条例第2条第4号の実施機関が定める記述等は、次の各号のいずれかに該当する事項を内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
 - (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
 - (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
 - (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
 - (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
- 第17条及び第18条を削る。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。ただし、第1条の次に1条を加える改正規定は、熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年熊本県条例第43号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があつたので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年2月2日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松永 榮 治

政治団体設立届

(1) 政党の支部

(イ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第1号）	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
立憲民主党熊本県第4区総支部	矢上 雅義	池田 ケイ子	熊本県人吉市五日町17番地	衆議院議員	○	平成29年11月9日

(ロ)国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党熊本県上益城郡第三支部	大平 雄一	片山 俊	熊本県上益城郡益城町島田960-1	○	平成29年12月20日
自由民主党熊本県熊本市第十七支部	大石 浩文	春田 堅勝	熊本県熊本市中央区新大江3-9-63	○	平成29年12月20日

(2)その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(二)国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
赤松ひでやす後援会	森 哲明	小山 春雄	熊本県玉名市山田118	平成29年9月25日
うちごし潤一後援会	坂井 徹也	井上 千恵	熊本県玉名郡南関町下坂下2128	平成29年10月19日
門口とおる後援会	松下 孝義	門口 真基子	熊本県天草市本渡町本戸馬場1604番地3	平成29年12月19日
九谷高弘後援会	堀内 千秋	田代 一行	熊本県宇土市築籠町170	平成29年11月2日
熊本市民ファーストの会	猿渡 寛良	猿渡 由美子	熊本県熊本市東区画図東1丁目1-6	平成29年9月1日
五嶋よしひこ後援会	本田 武志	黒木 英利	熊本県天草市有明町須子2737-1	平成29年12月20日
中島をよくする会	中村 五彦	増田 辰男	熊本県上益城郡山都町金内1260	平成29年9月6日
はまち研一後援会	濱治 研一	濱治 研一	熊本県玉名市岱明町浜田10番地の1	平成29年9月25日
藤川たみ後援会	平山 洋介	佐藤 憲次	熊本県上益城郡山都町長崎275番地	平成29年9月28日
前田正之後援会	前田 正之	猪原 光司	熊本県天草市栖本町馬場299番地1	平成29年12月15日
前田美和子後援会	船津 竜子	濱田 あけみ	熊本県玉名郡長洲町宮野45-3	平成29年9月4日
松田達之後援会	松田 みつ枝	松田 里美	熊本県八代郡氷川町野津4162	平成29年9月21日
三角たかし後援会	三角 隆史	三角 由佳	熊本県宇城市三角町三角浦1159	平成29年12月25日
吉田まき子後援会	吉田 英輝	清田 レイ子	熊本県玉名市伊倉北方2279-4	平成29年9月25日

熊本県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年2月2日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

届出事項等の異動届

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党熊本県医療会支部	福田 稔	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区花畑町1番13号	熊本県熊本市中央区南熊本5丁目1番1号	平成29年7月18日
自由民主党熊本県熊本市第十三支部	光永 邦保	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市東区健軍1丁目6-13	熊本県熊本市東区東町4丁目17番3-204号	平成29年12月1日
自由民主党熊本県衆議院比例区第一支部	園田 博之	政治団体の名称	自由民主党熊本県衆議院比例区第一支部	自由民主党熊本県第四選挙区支部	平成29年9月30日
自由民主党熊本県第四選挙区支部	金子 恭之	政治団体の名称	自由民主党熊本県第四選挙区支部	自由民主党熊本県第五選挙区支部	平成29年9月30日
自由民主党熊本県土地改良支部	大薄 孝一	会計責任者の氏名	坂本 栄治	西岡 喜一	平成29年12月1日
民進党熊本県第4総支部	矢上 雅義	政治団体の名称	民進党熊本県第4総支部	民進党熊本県第5区総支部	平成29年9月19日
民進党熊本県第4総支部	鎌田 聡	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区神水1-6-1	熊本県人吉市五日町17	平成29年12月11日
		代表者の氏名	鎌田 聡	矢上 雅義	平成29年12月11日
		会計責任者の氏名	中山 弘幸	池田 ケイ子	平成29年12月11日
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	平成29年12月11日

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
あべ広美後援会	阿部 広美	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区本荘町737-6	熊本県熊本市南区南高江6丁目6-13	平成29年1月30日
金山民幸後援会	金山 征生	代表者の氏名	金山 征生	高田 宏	平成29年12月12日
金子恭之八代後援会	中村 博生	代表者の氏名	中村 博生	市村 慎一	平成29年12月5日
		会計責任者の氏名	草原 美喜男	西島 義春	平成29年12月5日
熊本県医師連盟	福田 稔	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区花畑町1番13号	熊本県熊本市中央区南熊本5丁目1番1号	平成29年7月18日
熊本県果樹政治連盟	橋本 明利	代表者の氏名	橋本 明利	浦田 勝	平成29年12月19日
熊本県農村振興政治連盟	中村 博生	会計責任者の氏名	坂本 栄治	西岡 喜一	平成29年12月1日
国際勝共連合熊本県本部	稲富 安信	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区渡鹿4丁目12-32-201	熊本県熊本市東区下南部3丁目11-78	平成29年12月26日
斉友会	山本 盛重	代表者の氏名	山本 盛重	安田 征史	平成29年11月6日
さとう安彦を応援する会	上田 数吉	代表者の氏名	上田 数吉	木下 武	平成29年12月17日
		会計責任者の氏名	大里 八郎	布志木 良一	平成29年12月17日
高本けいぎ後援会	高本 敬義	会計責任者の氏名	高本 敬義	石田 加代	平成29年3月31日
のぐち正一後援会	轟 幸雄	代表者の氏名	轟 幸雄	丸山 義弘	平成29年10月7日
橋本幸一後援会	梅田 行憲	主たる事務所の所在地	熊本県八代市東陽町北471番地	熊本県八代市東陽町南3437	平成29年9月10日
藤本かずおみ後援会	西村 桂一	主たる事務所の所在地	熊本県八代郡氷川町島地754番地1	熊本県八代郡氷川町高塚935番地	平成29年9月3日
和田かなめ後援会	和田 要	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	平成29年12月18日

※「異動年月日」は届出が行われた年月日ではなく、異動事項が発生した年月日になります。

熊本県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年2月2日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

政治団体解散届

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党宇土市支部	九谷 高弘	平成29年10月31日
自由民主党菊水支部	池田 豊明	平成28年12月31日
自由民主党熊本県宇土市第二支部	九谷 高弘	平成28年12月31日
自由民主党熊本県防衛支部	中垣 秀夫	平成28年12月1日
自由民主党岱明支部	岩田 千秋	平成28年12月31日
自由民主党八代地域支部	猿渡 光次	平成29年11月30日
民進党熊本県第4区総支部	鎌田 聡	平成29年9月19日

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
糸岡てんどう後援会	糸岡 天童	平成29年11月20日
緒方奨後援会	岩津 利明	平成28年12月31日
川野まこと後援会	川野 眞	平成28年4月1日
清田かずとし後援会	清田 一敏	平成29年10月25日
九谷高弘後援会	堀内 千秋	平成29年10月31日
こえきか	園田 伸二	平成28年12月31日
坂口政弘後援会	矢嶋 聖二	平成29年9月8日
藤政会	高宮 今朝秀	平成29年12月1日
中川かつや後援会	坂本 健二郎	平成28年12月8日
日本国心塾	渡邊 忠三	平成28年11月27日
野村哲也後援会	城野 元紀	平成29年9月1日
早咲京子後援会	西田 節世	平成28年12月31日
林田耀宏後援会	徳田 健児	平成29年8月31日
松本龍一後援会	吉留 眞二	平成28年12月28日
まるやま博後援会	丸山 博	平成28年12月1日
八代女性市民の会	中村 千鶴	平成29年10月31日

※「解散年月日」は届出が行われた年月日ではなく、政治団体が解散した年月日になります。

熊本県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成30年2月2日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

資金管理団体届出事項の異動届

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
阿部 広美	あべ広美後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区本荘町737-6	熊本県熊本市南区南高江6丁目6-13	平成29年1月30日

※「異動年月日」は届出が行われた年月日ではなく、異動事項が発生した年月日になります。

有明地域保健医療推進協議会公告第2号

平成29年度有明地域保健医療推進協議会（第2回）を、次のとおり開催する。
なお、当協議会の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成30年2月2日

有明地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成30年2月7日（水）午後2時から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本県玉名総合庁舎 4階大会議室（玉名市岩崎1004-1）
- 3 議題
第7次有明地域保健医療計画素案
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
玉名市岩崎1004-1
有明地域保健医療推進協議会事務局（熊本県有明保健所総務福祉課内）
（電話0968-72-2184）

熊本県公安委員会規則第1号

熊本県公安委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年2月2日

熊本県公安委員会委員長 高木 絹子

熊本県公安委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則（熊本県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。
（条例第2条第4号の実施機関が定める記述等）

第1条の2 条例第2条第4号の実施機関が定める記述等は、次の各号のいずれかに該当する事項を内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第

- 1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
 - (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
 - (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
 - (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
 - (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
- 第21条を次のように改める。

第21条 削除
附 則

この規則は、平成30年2月2日から施行する。ただし、第1条の次に1条を加える改正規定は、熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年熊本県条例第43号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

熊本県警察本部告示第3号

熊本県警察本部長が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年2月2日

熊本県警察本部長 村田 達哉

熊本県警察本部長が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程（平成18年熊本県警察本部告示第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。
（条例第2条第4号の実施機関が定める記述等）
第1条の2 条例第2条第4号の実施機関が定める記述等は、次の各号のいずれかに該当する事項を内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

附 則

この規程は、熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年熊本県条例第43号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

熊本県公安委員会告示第5号

平成18年4月1日熊本県公安委員会告示第12号（個人情報の保護に努めるべき出資法人等）は、廃止する。

平成30年2月2日

熊本県公安委員会委員長 高木 絹子

熊本県国土利用計画審議会公告第1号

熊本県国土利用計画審議会の会議を次のとおり開催する。

平成30年2月2日

熊本県国土利用計画審議会

- 1 開催日時
平成30年2月9日（金）午前10時から正午（予定）まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議事
(1) 会長選出及び会長代理の指名について
(2) 熊本県土地利用基本計画の変更（案）について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻5分前までに、当該会議の会場において、事務局の指示に従って会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県国土利用計画審議会事務局
（熊本県企画振興部地域・文化振興局地域振興課地域づくり調整班）
電話096-333-2181